

三 研修資金 研修一年につき百五十万円以内

2 修学資金等の利率は、年十パーセントとする。

3 修学資金等の貸与期間は、大学生修学資金及び大学院生修学資金については大学又は大学院の正規の修学期間以内とし、研修資金については三年以内とする。

(貸与の停止)

第六条 修学資金等の貸与を受けている者(以下「貸与生」という。)が大学若しくは大学院を休学し、又は専門研修を中断しているときは、その期間、修学資金等の貸与を停止する。

(貸与の廃止)

第七条 貸与生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与を廃止する。

- 一 大学若しくは大学院を退学し、又は専門研修を中止したとき。
- 二 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学、又は専門研修を継続することができなくなったと認められるとき。
- 三 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他貸与生として不相当と認められるとき。

(返還)

第八条 修学資金等の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等の額に利息を加えた額を当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月一日から起算して一月以内に一括して返還しなければならない。

- 一 前条の規定により修学資金等の貸与を廃止されたとき。
- 二 大学を卒業後二年以内に医師の免許を取得できなかったとき。
- 三 修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

き。

2 修学資金等の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた修学資金等を前項に規定する日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、前項の規定により返還すべき額につき年十五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

3 前項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を支払うことを要せず、その額が百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(返還猶予)

第九条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。

- 一 大学生修学資金の貸与を受けている者が第七条第三号に該当し、大学生修学資金の貸与を廃止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- 二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修を受けているとき。
- 2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。
- 一 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修を受け、その修了後、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。
- 二 大学院修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。

三 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。  
(返還免除)

第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

一 大学生修学資金 医師の免許取得後、引き続き臨床研修を受け、その修了後、引き続き前条第二項第一号に規定する業務に必要な勤務期間に従事したとき。

二 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は専門研修を修了し、引き続き前条第二項第二号に規定する業務に必要な勤務期間に従事したとき。

2 前条第二項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号に規定する業務(以下単に「業務」という。)には、必要勤務期間の二分の一を超えない期間(一年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てた期間)内において、県内の公的医療機関等(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条に規定する公的医療機関その他規則で定める病院又は診療所をいう。)で受ける専門研修その他の研修(第四項において「研修」という。)を含むものとする。

3 修学資金等の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由(大学生修学資金の貸与を受けた者にあつては、医学を履修する課程を有する大学院への進学を含む。)のため業務に従事することができなかった場合には、その期間は、業務従事期間には算入しないものとし、業務への従事の継続性を中断しないものとする。

4 第一項の規定は、修学資金等の貸与を受けた者が業務(研修を含む。)に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなった場合について準用する。

第十一条 前条に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金等の貸与を受けた者が災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事すること

ができなくなったときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十五号

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表の非紹介患者初診加算料の項中「1,570円」を「1,890円」に改め、同表の文書料の項中

1部につき	3,140円
1部につき	2,630円
1部につき	2,090円
1部につき	3,140円

を

1部につき	3,670円
1部につき	3,160円
1部につき	2,090円
1部につき	3,480円

に、

1部につき 1,580円
1部につき 1,050円

1部につき 2,110円
1部につき 1,390円

を

に改

める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県立病院好生館使用料手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る文書料について適用し、同日前に行われた申請に係る文書料については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
種別	料	金	備考	種別	料	金	備考	
密増入院料	一般棟 略	略	略	割増入院料	一般棟 略	略	略	
	ア病棟 略	略	略	割増入院料	緩ア病棟 略	略	略	
非紹介患者初診加算料		一件につき 1,890円	略	非紹介患者初診加算料		一件につき 1,570円	略	
自己選択再診加算料		略	略	自己選択再診加算料		略	略	
180日超入院加算料		略	略	180日超入院加算料		略	略	
文 診 断 書 料	自動車損害賠償保険金その他これに類するものの請求等に係る診断書	略	略	文 診 断 書 料	自動車損害賠償保険金その他これに類するものの請求等に係る診断書	略	略	
	生命保険金その他これに類するものの請求等に係る診断書	略	略		生命保険金その他これに類するものの請求等に係る診断書	略	略	略
	厚生年金、国民年金その他の社会保険に係る年金、手当金その他の給付金の請求等に係る診断書	一部につき 3,670円			厚生年金、国民年金その他の社会保険に係る年金、手当金その他の給付金の請求等に係る診断書	一部につき 3,140円		
	身体障害者手帳交付に係る診断書	一部につき 3,160円			身体障害者手帳交付に係る診断書	一部につき 2,630円		
	死亡診断書	一部につき 2,090円			死亡診断書	一部につき 2,090円		
	上に掲げる診断書以外の診断書	特別の書式によるもの 一部につき 3,480円			上に掲げる診断書以外の診断書	特別の書式によるもの 一部につき 3,140円		
		その他 略				その他 略		
	死体検案書	略			死体検案書	略		
	医療費等の支払明細証明書	略			医療費等の支払明細証明書	略		
	生命保険金の請求に係る証明書	一部につき 2,110円			生命保険金の請求に係る証明書	一部につき 1,580円		
上に掲げる証明書以外の証明書	一部につき 1,390円		上に掲げる証明書以外の証明書	一部につき 1,050円				
駐車場使用料	外来患者	略	略	駐車場使用料	外来患者	略	略	
	上に掲げる者以外の者	略	略		上に掲げる者以外の者	略	略	略

佐賀県結核診査協議会運営条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十六号

佐賀県結核診査協議会運営条例の一部を改正する条例

佐賀県結核診査協議会運営条例(昭和二十六年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例

第一条中「規定に基づき結核診査協議会」を「規定に基づき、結核の診査に関する協議会」に改め、「結核予防法施行令第三条に規定するものの外、」を削る。

第四条中「外」を「ほか、」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第六条とする。

第三条を削る。

第二条第二項中「三名」を「の過半数」に改め、同条第四項中「協議会は」を「協議会は、」に、「診断書並びに」を「診断書、」に改め、同条第五項中「協議会は」を「協議会は、」に、「主治医又は患者若しくはその保護者」を「委員以外の者」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(庶務)

第五条 次の各号に掲げる協議会の庶務は、それぞれ当該各号に定める保健所において処理する。

- 一 東部地区結核の診査に関する協議会 佐賀中部保健所
- 二 北部地区結核の診査に関する協議会 唐津保健所
- 三 西部地区結核の診査に関する協議会 杵藤保健所

第一条の次に次の二条を加える。

(設置)

第二条 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ下欄に掲げる協議会を置く。

保健所名	協議会名
佐賀中部保健所及び鳥栖保健所	東部地区結核の診査に関する協議会
唐津保健所及び伊万里保健所	北部地区結核の診査に関する協議会
杵藤保健所	西部地区結核の診査に関する協議会

(組織等)

第三条 協議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会に委員長を置き、委員の互選によつて選出する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県結核診査協議会運営条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(総則)	改正後	改正前
------	-----	-----

**第一条** 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四十八条の規定に基づき、結核の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)の運営に関する事項は、この条例の定めるところによる。

(設置)

**第二条** 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ下欄に掲げる協議会を置く。

保健所名	協議会名
佐賀中部保健所及び鳥栖保健所	東部地区結核の診査に関する協議会
唐津保健所及び伊万里保健所	北部地区結核の診査に関する協議会
杵藤保健所	西部地区結核の診査に関する協議会

(組織等)

**第三条** 協議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会に委員長を置き、委員の互選によつて選出する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

**第四条** 略

**第一条** 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四十八条の規定に基づく結核診査協議会(以下「協議会」という。)の運営に関する事項は、結核予防法施行令第三条に規定するものの外、この条例の定めるところによる。

(会議)

**第二条** 略

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができな

3 略

4 協議会は、申請書、医師の診断書、エックス線直接撮影写真等の資料により診査する。

5 協議会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

6 略

(庶務)

**第五条** 次の各号に掲げる協議会の庶務は、それぞれ当該各号に定める保健所において処理する。

一 東部地区結核の診査に関する協議会 佐賀中部保健所

二 北部地区結核の診査に関する協議会 唐津保健所

三 西部地区結核の診査に関する協議会 杵藤保健所

(補則)

**第六条** 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、知事の承認を得て委員長が別に定める。

2 協議会は、委員三名以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 略

4 協議会は申請書、医師の診断書並びにエックス線直接撮影写真等の資料により診査する。

5 協議会は必要があると認めた場合は、主治医又は患者若しくはその保護者に出席を求めて意見を聴くことができる。

6 略

(書記)

**第三条** 協議会に書記二名を置く。

2 書記は関係職員のうちから知事が任命する。

3 書記は委員長の指揮を受け庶務に従事する。

(補則)

**第四条** 法令及びこの条例に定めるものの外協議会の運営に必要な事項は知事の承認を得て委員長が別に定める。

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十七号

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例  
佐賀県精神保健福祉センター設置条例(昭和五十八年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの」を削る。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務を行うこと。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p>

佐賀県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十八号

佐賀県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例

佐賀県薬事審議会設置条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三条第一項の規定に基づき、佐賀県薬事審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第一項の規定に基づき、佐賀県薬事審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>

佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十九号

佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県と畜場法施行条例(平成十五年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イ中「六百元」を「六百五十円」に改め、同号ロ中「千二百円」を「千三百円」に改め、同項第二号イ中「三百円」を「三百三十円」に改め、同号ロ中「六百元」を「六百六十円」に改め、同項第三号イ中「二百円」を「二百二十円」に改め、同号ロ中「四百円」を「四百四十円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(設置許可手数料等)	(設置許可手数料等)

第五条 略

2 法第十四条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- 一 牛及び馬 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 執務の時間内 一頭につき六百五十円
- ロ 執務の時間外 一頭につき千三百円

- 二 豚 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 執務の時間内 一頭につき三百三十円
- ロ 執務の時間外 一頭につき六百六十円

- 三 めん羊及び山羊 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 執務の時間内 一頭につき二百二十円
- ロ 執務の時間外 一頭につき四百四十円

3 略

第五条 略

2 法第十四条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- 一 牛及び馬 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 執務の時間内 一頭につき六百円
- ロ 執務の時間外 一頭につき千二百円

- 二 豚 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 執務の時間内 一頭につき三百円
- ロ 執務の時間外 一頭につき六百円

- 三 めん羊及び山羊 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 執務の時間内 一頭につき二百円
- ロ 執務の時間外 一頭につき四百円

3 略

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事

古川

康

◎佐賀県条例第四十号

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例

佐賀県食品衛生条例(昭和三十四年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次のただし書を加える。

ただし、この基準によることができないものであって、知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。

第二条中「者で」を「者が」に、「その許可営業に係る」を「知事が認める」に、「ものは」を「場合は」に改め、同条第八号中「惣菜」を「そうざい」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第一条の二関係)

法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準

第一 食品取扱施設等における衛生管理

一 一般事項

イ 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

ロ 施設設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じて手順書を作成すること。

ハ ロに定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか必要に応じて評価すること。

二 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

二 施設の衛生管理

イ 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

ロ 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、 unnecessary 物品等を置かないこと。

ハ 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

二 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

ホ 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合には、あつては、じん埃、そ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

ヘ 排水溝は、排水がよく行われるよう定期的に清掃及び補修を行うとともに、排水溝から施設外への廃棄物の流出を防ぐこと。

ト 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。

チ 施設内では、動物を飼育しないこと。

### 三 食品取扱設備等の衛生管理

イ 衛生保持のため、機械器具(清掃用の機械器具を含む)は、その目的に応じて使用すること。

ロ 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行うとともに、所定の場所に衛生的に保管すること。

ハ 機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。

ニ 機械器具に故障又は破損があるときは、速やかに補修し、及び常に適正に使用できるように整備しておくこと。

ホ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置については、それらの機能を定期的に点検すること。

ヘ ふきん、包丁、まな板、前掛け等の保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、及び乾燥させること。特に、食品に直接触れるまな板、包丁、保護防具等については、汚染の都度及び作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

ト 洗浄剤、消毒剤及びその他の化学物質については、使用、保管等の

取扱いに十分注意するとともに、必要に応じて容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。

チ 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、及び乾燥させ、専用の場所に保管すること。

リ 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう管理するとともに、手洗いに必要な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え置き、常に使用できる状態にしておくこと。

ヌ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

ル 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて放射線量を確認するとともに、その結果を記録し、及び二年間保存すること。

### 四 そ族及び昆虫対策

イ 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、そ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等を設置することにより、そ族及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。

ロ そ族及び昆虫の生息状況について、年二回以上、定期的に調査を実施し、調査結果に基づき、そ族及び昆虫の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、営業施設内の食品取扱者等及び薬品の使用者の健康に配慮するとともに、薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の規定により承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用すること。

ニ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないよう、これらの取扱いに十分注意すること。



ホ 原材料、製品、包装資材等は、そ族又は昆虫による汚染防止のため、容器に入れ、及び床又は壁から離して保管すること。いつたん容器包装を開封して取り出した原材料等についても、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

五 廃棄物及び排水の取扱い

イ 廃棄物の保管及びその廃棄の方法については、必要に応じて手順書を作成すること。

ロ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液又は汚臭がもれないように常に清潔にしておくこと。

ハ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品を取り扱い、又は保管する区域(隣接する区域を含む。)に保管しないこと。

ニ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

ホ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

六 食品等の取扱い

イ 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、及びその内容を記録するよう努めること。

ロ 原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかの場合であつて、通常の加工、調理等ではこれらが許容できる水準まで死滅し、又は除去されないときは、当該原材料を使用しないこと。

ハ 原材料として使用する食品については、衛生上の観点から、品質、鮮度、表示等が適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工すること。保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

ニ 冷蔵庫若しくは冷蔵室又は冷凍庫若しくは冷凍室内では、相互汚染が生じないように、区画して保存すること。

ホ 添加物を使用する場合には、正確に秤量し、適正に使用すること。  
ヘ 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。

ト 食品は、当該食品の特性(水分活性、水素イオン濃度又は微生物による汚染状況)、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に依りて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。総合衛生管理製造過程の承認を得している施設にあつては、実施計画に基づいて管理すること。

チ 特に食品衛生に影響がある次の工程の管理には、十分配慮すること。

- (1) 冷却
  - (2) 加熱
  - (3) 乾燥
  - (4) 添加物の使用
  - (5) 真空調理又はガス置換包装
  - (6) 放射線照射
- リ 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
- (1) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
  - (2) 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない

場合は、この限りでない。

- (3) (2)の区画に立ち入るときは、必要に応じ、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
  - (4) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- 又 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じて先入れ先出し等適切な順序で原材料が使用されるよう配慮すること。生鮮物の場合にあつては、特に配慮すること。
- ル 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。再使用が可能な器具又は容器包装を使用する場合にあつては、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。
- ヲ 食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。
- (1) 原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講ずるとともに、必要に応じ検査すること。
  - (2) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、及び記録すること。
  - (3) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、及び保存すること。
  - (4) 分割し、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。異物の混入が認められた場合には、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
  - (5) 原材料として使用していない他のアレルギー物質が製造工程において原材料に混入しないよう必要な措置を講ずること。

ワ 原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、及びその結果を記録するよう努めること。

#### 七 使用水等の管理

イ 食品取扱施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、次に掲げる場合で使用される水が食品に直接触れる水に混入しないときは、この限りでない。

(1) 暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係ない目的で使用する場合

(2) 冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水等を使用する場合

ロ 水道水以外の水を使用する場合には、年一回以上水質検査を行うとともに、その成績書を一年(取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間)以上保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ハ 水質検査の結果、飲用に適しなくなつたときは、直ちに使用を中止し、及び保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

ニ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、及び清潔に保つこと。

ホ 水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、及びその結果を記録すること。

ヘ 水は、適切に管理された給水設備によつて供給された飲用に適する水から作るとともに、衛生的な取扱い及び貯蔵をすること。

ト 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

## 八 食品衛生責任者の設置

イ 営業者（法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。）は、施設又はその部門ごとに、当該食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定め、その氏名を作業場内に掲示しておくこと。

ロ 食品衛生責任者は、知事又は保健所長が行う講習会及び知事が指定した講習会を受講し、常に食品衛生に関する新しい知見を習得しなければならない。

ハ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

ニ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意をするとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。

ホ 営業者は、二の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

ヘ 営業者は、食品衛生責任者にロの規定による講習会を受講させること。

## 九 記録の作成及び保存

イ 食品衛生上の危害の発生に必要限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷先、販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。

ロ 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限をいう。）等に応じて合理的な期間を設定すること。

ハ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、知事又は保健所長から要請があつた場合には、イの記録を提出すること。

ニ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、そ

の記録を保存するよう努めること。

## 十 回収・廃棄

イ 販売した食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となつた製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する保健所等への報告等の手順を定めること。

ロ 販売した食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。

ハ イの製品は、通常製品と明確に区別して保管するとともに、保健所等の指示に従つて適切に廃棄等の措置を講ずること。

ニ 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。

## 十一 管理運営要領の作成

イ 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成するよう努め、衛生管理の方法を、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。

ロ 定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、イの管理運営要領の効果を検証するよう努めるとともに、必要に応じその内容を見直すこと。

## 十二 検食の実施

イ 飲食店営業のうち、旅館、弁当屋及び仕出し屋にあつては、原材料及び調理済み食品ごとに、五十グラム程度の検食を、摂氏十度以下で、七十二時間以上、保存すること。この場合において、原材料は、洗浄

殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

ロ 弁当屋及び仕出し屋にあつては、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、及び保存すること。

### 十三 情報の提供

消費者に対し、販売した食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

### 第二 その他の衛生管理

#### 一 食品取扱者等の衛生管理

イ 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

ロ 保健所から検便を受けるべき旨の指示があつたときには、食品取扱者に検便を受けさせること。

ハ 営業者は、次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、医師の診断を受けさせること。

- (1) 黄疸
- (2) 下痢
- (3) 腹痛
- (4) 発熱
- (5) 発熱をともなう喉の痛み
- (6) やけど、切り傷等の皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの
- (7) 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)
- (8) 吐き気又はおう吐

ニ 食品取扱者が、一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、食品に直接接

触する作業に従事させないこと。

ホ 食品取扱者は、衛生的な作業着及び帽子を着用し、必要に応じてマスクを着用するとともに、作業場内では専用の履物を用いること。ただし、汚染区域には、当該作業着のまま立ち入らないこと。

ヘ 食品取扱者は、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を食品取扱施設内に持ち込まないこと。

ト 食品取扱者は、食肉等が直接接触する部分を洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用しないこと。

チ 食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。

リ 食品取扱者は、作業前、用直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

ヌ 生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品及び加熱済み食品を取り扱うことは避けること。

ル 食品取扱者は、食品の取扱作業中に次に掲げる行動は慎むとともに、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

- (1) 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。
  - (2) 作業中たん又はつばを吐くこと。
  - (3) 喫煙
  - (4) 食品取扱区域での飲食
  - (5) 防護されていない食品上でくしゃみやみ又は咳をすること。
- ヲ 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

### 二 食品取扱施設等における食品取扱者等に対する教育訓練

イ 食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、

食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

ロ イの衛生教育には、第一の一のロ、五のイ、六のト、十のイ及び十一の事項を含むこと。

ハ 洗剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を別に実施すること。

ニ 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を修正すること。

### 三 運搬時の衛生管理

イ 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品又は容器包装を汚染するようなものであつてはならない。また、容易に洗浄又は消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行う等により適切な状態を維持すること。

ロ 食品と食品以外の貨物とを混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等により食品以外の貨物と区分けすること。

ハ 運搬中の食品がじん埃、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。

ニ 品目が異なる食品若しくは食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄するとともに、必要に応じ消毒を行うこと。

ホ バルク輸送の場合にあつては、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。この場合において、当該車両又はコンテナに食品専用であることを明示すること。

ヘ 運搬中は、温度、湿度等の管理に注意すること。

ト 配送時間が長時間に及ばないよう配送経路等に留意し、配送時間の管理に注意すること。

チ 弁当等を運搬する場合にあつては、摂食予定時間を考慮した配送を行う等適切な出荷時間に注意すること。

### 四 販売時の衛生管理

イ 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。

ロ 直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう注意すること。

### 五 表示

イ 法に基づき適正な表示を行うこと。

ロ 弁当類の消費期限を表示する場合にあつては、必要に応じ、時間まで記載すること。

別表第二の法第五十一条に規定する営業の施設の共通基準の表の第一号イ、ロ、ハ及びニを次のように改める。

### イ 位置

営業施設は、排水が良好で不潔な場所に近接しない位置にあること。

### ロ 面積及び区画

営業施設は、業務量に応じた十分な面積があり、住居等と間仕切りその他適当な方法で区画されていること。ただし、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づく消防用設備の正常な作動のための空間を確保する場合は、この限りでない。

### ハ 天井、壁及び床

作業所の天井、壁及び床は、清掃しやすい構造のもので、必要に応じて耐水性を有すること。

### ニ 給水